

全日本学生ヨット連盟

連盟の目的

2017. 3. 26版

- (1) 連盟主催、主管及び公認のヨット競技の開催、(2) 各種講習会の開催 (3) 各大学ヨット部間の親睦、(4) 他団体の公式行事協力 (5) その他、連盟の目的を達成するために必要な事業

学連総会
(最高議決機関)

評議会
(諮問機関)

会長

正副会長会議

事務局

執行委員会(執行機関)
(委員長、副委員長、常任庶務、委員、専門委員)

北海道学連
(委員長)

東北学連
(委員長)

関東学連
(委員長)

中部学連
(委員長)

関西学連
(委員長)

近畿北陸学連
(委員長)

中国学連
(委員長)

四国学連
(委員長)

九州学連
(委員長)

(女子委員長)

学連総会: 定例総会は原則2回(4月第一日曜、全日本開催時)

臨時総会: 委員長が必要と認めるとき、または委員の1/3以上の要請

連盟の最高議決機関、業務に関する一切の事項を審議決定、執行委員会に執行を行わせる。

委員長が招集。期日の**2週間前**までに議案送付。

委員長が議長として議事を主宰。総会成立要件は**過半数の出席**。議決は会長、委員長、委員、常任庶務が各1票もち、過半数議決。可否同数の場合は議長決定。欠席は委任状を提出可能。

評議会: 連盟の諮問機関として、事業全般にわたる指導、援助。

ただし、次の4項目については、**評議会が議決権を持つ。**

(1) レース時期の変更、(2) 艇種の変更、(3) 競技方法の変更、(4) その他重要事項の改廃 評議会は、会長、副会長、評議員、学生委員で構成。評議員は各水域から推薦をうけ会長が任命。議長は、**会議開催水域の評議員**から選出。副議長は互選により選出。

学生委員は、委員長、副委員長、および常任庶務で構成し、運営状況を報告。

年2回の学連総会にあわせて会長が招集。**臨時評議会**は、会長要請または評議員の1/3以上の要求で招集。**過半数の出席**で成立し、評議員の**過半数で決定**し、可否同数の場合は議長が決定。学生委員は評議会に出席し、連盟運営状況を報告。事務手続きは執行委員が行う。

会長: 評議会推薦により総会にて選出。任期は3年。連盟を代表し、運営全般を統括。

事務局: 会長が任命、事務局長と会計担当から構成。会計業務と窓口業務を担当

連盟会計は、分担金、補助金、寄付金による。分担金は学連総会にて決定。

会計年度は1月~12月末。委員長は、前年度決算を開催水域評議会に会計監査を受け、学連総会に提出。前年度開催水域の総会に決算報告を提出。分担金は3月末までに納入。

執行委員会: 執行機関として、委員長、副委員長、常任庶務、専門委員で構成。学連総会および評議会への提出議案、その他連盟運営に必要な一切の問題審議。

委員長: 総会にて定数の2/3以上にて選出。学連総会決定を執行する。